

## 6 弁護士の収入と所得の経年比較 (弁護士業務の経済的基盤調査・弁護士センサスより)

下記の表は、日弁連が10年に一度実施している「弁護士業務の経済的基盤に関する実態調査」(以下、「弁護士業務の経済的基盤調査」という。)と2年に一度実施している「弁護士実勢調査(弁護士センサス)」の集計結果に基づき、弁護士の収入と所得について各年比較したものである。比較にあたり、「中央値」によるもの、「平均値」によるものの2通りの方法で算出を行った。

### 「弁護士業務の経済的基盤調査」

#### 収入・所得の中央値

	1990年	2000年	2010年(注2参照)
収入	2,355万円	2,800万円	2,105万円
所得	1,103万円	1,300万円	993万円

#### 収入・所得の平均値

	1990年	2000年	2010年(注2参照)
収入	3,060万円	3,793万円	3,264万円
所得	1,544万円	1,701万円	1,571万円

- 【注】1. 「弁護士業務の経済的基盤調査」とは、日本の弁護士の業務環境と経済的基盤の実態を明らかにすることを目的として、日弁連が10年に一度実施している調査である。
2. 収入及び所得について、1980年～2000年は弁護士としての活動による収入・支出に限られているのに対し、2010年は弁護士活動以外による収入(その他の事業による収入、不動産収入等)が含まれており、比較の際は注意を要する。
3. 中央値：有効回答数(該当者総数)が1,000の場合、500番目の数値。  
平均値：全体の総合計金額を有効回答数(該当者総数)で除した値。

### 「弁護士実勢調査(弁護士センサス)」

#### 収入・所得の中央値

	2004年	2006年	2008年
収入	2,600万円	2,400万円	2,200万円
所得	1,203万円	1,200万円	1,100万円

#### 収入・所得の平均値

	2004年	2006年	2008年
収入	3,624万円	3,453万円	3,397万円
所得	1,654万円	1,632万円	1,598万円

- 【注】1. 「弁護士実勢調査(弁護士センサス)」とは、上記「弁護士業務の経済的基盤調査」を補完する目的として、主要な調査項目を抜粋し、日弁連が2年に一度実施している調査である。
2. 収入及び所得について、本調査では弁護士としての活動による収入・支出によるもので弁護士活動以外による収入(その他の事業による収入、不動産収入等)は含まれていない。
3. 中央値：有効回答数(該当者総数)が1,000の場合、500番目の数値。  
平均値：本調査の平均値は、各階級の真ん中(例えば収入額が、2,000万円以上3,000万円未満)の場合、2,500万円)の値に各階級の人数を乗じ、その累計を総人数で除して算出した値。

## 参考 弁護士の平均年収

下記の表は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』の結果を基に、「弁護士の平均収入」をまとめたものである。『賃金構造基本統計調査』とは、基幹統計であり、主要な産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学齢、勤続年数、経験年数別に明らかにすることを目的とした調査である。

なお、本調査は抽出調査のため、平均年齢、復元労働者数については調査上の数字であり、実際の数字とは異なる。

	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年
平均年収	2,097万円	772.4万円	851.8万円	801.2万円	680.4万円
平均年齢	40.5歳	32.0歳	35.0歳	41.5歳	36.4歳
復元労働者数	930人	150人	340人	40人	1,350人

- 【注】1. 上記表は、厚生労働省『賃金構造基本統計調査』の表「職種別きまって支給する現金給与額、所定内給与額及び年間賞与その他特別給与額（産業計）」によるもの。
2. 5人以上の常用労働者を雇用する民営事業所及び10人以上の常用雇用者を雇用する公営事業所から都道府県、産業及び事業所規模別に一定の方法で抽出した事業所を対象としており、2009年調査では10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所の常用労働者の賃金等についての集計結果である。
3. 復元労働者数とは、調査対象の法律事務所には弁護士以外の隣接士業等が含まれるため、そこから調査対象弁護士数（回答数）を推計して出した数。
4. 平均年収には、年間賞与等が含まれる。